

文化審議会博物館部会

第1期（2019年度）

- 第1回 11/8 総論 博物館制度に関する検討の論点
- 第2回 12/9 地方博物館 地方博物館の現状と支援
- 第3回 1/17 学芸員制度① 学芸員養成制度の現状と課題

第2期（2020年度）

- 第1回 6/26 コロナ禍における博物館の現状や対策
- 第2回 7/28 ポストコロナの時代における博物館振興の在り方
- 第3回 9/3 学芸員制度② 学芸員等に対する研修の現状と課題
- 第4回 11/5 学芸員制度③ 博物館に求められる現代的課題とその実行体制
- 第5回 1/13 博物館の現代的課題に対応した法制度の在り方
- 第6回（持ち回り）法制度WGの設置

法制度の在り方に関するWG

- 第1回 2/9 制度の方向性と主要な論点①
 - 第2回 2/24 制度の方向性と主要な論点②
 - 第3回 3/5 制度の方向性と主要な論点③
 - 第4回 4/13 制度の方向性と主要な論点④
 - 第5回 5/14 制度の方向性と主要な論点⑤
- 第7回 3/24 これからの博物館に求められる役割／WG中間報告

第3期（2021年度）

- 第1回 5/28 これからの博物館法制度の在り方①
→ 7/30 審議経過報告 → 文部科学大臣からの諮問
- 第2回 9/21 これからの博物館法制度の在り方②
- 第6回 8/5 関係団体へのヒアリング①
- 第7回 8/11 関係団体へのヒアリング②
- 第8回 9/7 ヒアリングを踏まえた検討①
- 第9回 9/30 ヒアリング等を踏まえた検討②

I . 総論(目的・定義、事業)

（博物館の基本的使命と今後必要とされる機能、求められる役割）

○ これまでの議論を踏まえると、博物館の基本的使命と今後ますます博物館に必要とされる機能は、以下の通り整理される。

＜基本的使命＞

- ・ 自然と、人類の文化芸術の保存、資料の保護と文化芸術の継承・創造
- ・ 調査研究に基づく情報発信
- ・ 環境・世界の理解促進、生涯学習・社会教育の拠点

＜今後必要とされる機能＞

- ・ 交流・対話の場
- ・ 市民による創造的活動の促進と支援
- ・ 持続可能な未来について対話・学習する機会の提供
- ・ 健康・幸福、生活の質への貢献
- ・ 社会的包摂・社会統合への寄与
- ・ 地域の創生、活性化への貢献
- ・ その他の地域社会における社会的課題への対応

○ これらを集約し、これからの博物館に求められる役割として、次の5つの方向性を見出すことができる。

①「まもり、うけつぐ」 資料の保護と文化の保存・継承

博物館は、自然と人類に関する有形・無形の文化を資料として収集し、損失リスクから確実に守る。調査研究によって資料の価値を見出し、地域や社会から収集し、資料の価値を高め、これらを系統的に展示し、あるいは情報化して発信することによって、過去から現在、未来へ継承する。

②「わかちあう」 文化の共有

博物館は、発信する情報を人びとと共有し、共感と共通理解を醸成することで、持続可能な地球環境の維持、創造的で活力ある社会づくり、人びとの健康で心豊かな生活に貢献する。

③「はぐくむ」 未来世代への引継ぎ

博物館は、生涯学習・社会教育の拠点として多世代の人びとをつなぎ、学びを提供するとともに、現在と未来に生きる世代を育くむ。

④「むきあう」 社会や地域の課題への対応

博物館は、幅広い文化活動をはじめ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業、環境その他の関連分野・関係機関と有機的に連携し、社会や地域における様々な課題に向き合う。

⑤「いとなむ」 持続可能な経営

博物館は、人的、物的、財源的な基盤を確保し、安定した経営を行うことによって持続して公益の増進を図る。また、使命の達成をめざし、評価・検証することにより改善し、価値を最大化させる。

(この法律の目的)

第1条 この法律は、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関して必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九条において同じ。）を除く。）が設置するもので次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を含む。）をいう。

＜方向性＞

- 文化芸術基本法に基づく文化施設としての博物館の位置づけについても規定すべきではないか。
- 博物館の目的として定義されている3つの要素（収集・保管、展示・教育、調査・研究）は、引き続き規定する。
- 設置主体による限定については拡大（法人格をもつ設置者すべてが対象）。公益性／非営利性の担保については、審査基準において行うことを検討。
- 今や全体の8割を占める「登録されていない博物館」についても包含する体系を検討すべき。
- 博物館資料に関する定義について、より包括的なものとできないか。

(博物館の事業)

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 一 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 二 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 三 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 四 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 五 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 六 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。
- 七 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 八 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 九 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 十 他の博物館、博物館と同一の目的を有する国の施設等と緊密に連絡し、協力し、刊行物及び情報の交換、博物館資料の相互貸借等を行うこと。
- 十一 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること。

2 博物館は、その事業を行うに当つては、土地の事情を考慮し、国民の実生活の向上に資し、更に学校教育を援助し得るようにも留意しなければならない。

<方向性>

- 基本的使命（収集・保管、展示・教育、調査・研究）を発揮した上で取り組むこととなる「今後必要とされる機能」（社会的・地域的課題への対応等）について規定。
- 博物館ネットワークの形成と、連携による様々な事業について規定。
- 「博物館資料に関する調査研究」が、必ずしも資料そのものの調査研究だけに限定されないことを明確化すべきではないか。

II. 登録制度(審査基準、第三者組織、定期報告、インセンティブ等)

博物館登録事務の実態等に関するアンケートについて

実施期間：2021年9月3日～9月17日

調査対象：全国67都道府県・指定都市の博物館登録審査事務を担当している部局

回答状況：59/67自治体より回答済み（9月28日20時時点）

【調査内容】

1. 博物館登録制度及び博物館相当施設指定制度の運用状況について

1－1. 博物館登録審査業務の状況について

→博物館の登録に係る業務の実施状況（13項目）

1－2. 博物館相当施設指定業務の状況について

→博物館相当施設の指定に係る業務の実施状況（13項目）

2. 博物館行政の状況

2－1. 博物館行政の体制について

→登録審査、相当施設指定審査事務棟の博物館関係業務の実施体制（15項目）

2－2. 博物館の登録制度における課題について

→現行の博物館登録制度の在り方や運用上の課題等についての考え方（7項目）

2－3. 今後の博物館法制度の在り方について

→「審議経過報告」を踏まえた今後の博物館制度の在り方への意見（4項目）

3. 博物館行政における課題

→上記1. 及び2. の内容の他、博物館行政全般について考えている課題（1項目）

博物館登録事務の実態等に関するアンケート(審査基準)

●登録審査の基準に関する設問の回答状況

Q1-1-4.博物館の登録要件の審査にあたり、「博物館の登録審査基準要項」（昭和27年5月23日付け文部省社会教育局長通達 別紙）を参考としていますか。

選択肢	回答数	割合
1. 博物館法第16条に基づく教育委員会規則に要項の内容を反映している	9	15%
2. 教育委員会規則以外の内規等に要項の内容を反映している	20	33%
3. 教育委員会規則や内規等で登録審査基準は定めていないが、登録要件の審査にあたり要項を参考にしている	31	52%
4. 教育委員会規則や内規等で登録審査基準は定めているが、要項を参考にはしていない	0	0%
5. 教育委員会規則や内規等で登録審査基準を定めておらず、要項を参考にもしていない	0	0%

Q2-3-1. 博物館の登録審査の基準の在り方について、どのようにお考えですか。

選択肢	回答数	割合
1. 登録の要件や基準は現状のままでよい	34	57%
2. 現状の外形的な要件を問う在り方でよいが、より厳しい基準とすべき	7	12%
3. 現状の外形的な要件を問う在り方でよいが、よりゆるやかな基準とすべき	2	3%
4. 実質的な活動を問うものとすべき	14	23%
無回答	3	5%

理由（自由記述）

- （回答：1）現状の外形的な要件と各博物館の実績の双方を審査するべきだと考える。（当県では現在も有識者を審査員とする博物館登録審査会を開催し、実績等も踏まえた上で審査している。）
- （回答：1）当県では、展示内容も含め、学識経験者の意見を聴取した上で審査しているため。
- （回答：4）外形的な要件のみでは、当該博物館の実情を把握することは難しいと感じるため、実質的な活動を問う基準を入れることはよいと思う。

(登録要件の審査)

第12条 都道府県の教育委員会は、前条の規定による登録の申請があつた場合においては、当該申請に係る博物館が左に掲げる要件を備えているかどうかを審査し、備えていると認めたときは、同条第一項各号に掲げる事項及び登録の年月日を博物館登録原簿に登録するとともに登録した旨を当該登録申請者に通知し、備えていないと認めたときは、登録しない旨をその理由を附記した書面で当該登録申請者に通知しなければならない。

- 一 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な博物館資料があること。
- 二 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること。
- 三 第二条第一項に規定する目的を達成するために必要な建物及び土地があること。
- 四 一年を通じて百五十日以上開館すること。

<方向性>

- 新しい審査項目は、『博物館の登録制度の在り方に関する調査研究報告書』（2017年 日本博物館協会）で提示された基準をもとに検討。

<新しい登録審査の項目のイメージ>

- ① 設置・経営（現行法における開館日数に関する規定（第4号）を含む）
- ② 資料（現行法でも規定（第1号））
- ③ 調査研究
- ④ 展示・教育
- ⑤ 職員（現行法でも規定（第2号））
- ⑥ 施設・設備（現行法でも規定（第3号））
- ⑦ 連携・協力

- 一定の公益性／非営利性を担保すべきではないか。
- 館種等による特殊性や、ネットワークによる相補関係も考慮すべきか。

1 設置

1.1 設置根拠及び持続性、公共性の明示

法令、寄付行為、定款などにおいて館の設置根拠が明確で、事業を永続的かつ公共的に実施することが明示されていること

1.2 施設の整備と運営資金の確保

博物館が設置根拠に基づいて運営できるよう、設置者によって土地、建物、設備などが整備され、運営に必要な資金が確保されていること

2 経営

2.1 使命の明確化

博物館の使命(設置目的や基本理念)が明確にされるとともに、公にされていること

2.2 経営目標と評価

使命に基づく中長期的な目標が作成されていること

2.3 経営の透明性

収支決算等を公表し、必要な情報を公開する仕組み有し、経営状況の透明性が確保されていること

2.4 法令・倫理の遵守

博物館組織・博物館職員として遵守すべき法令・条約や倫理規程が把握され、周知されていること

2.5 利用条件

・博物館の公開制を実現するため、1年を通じて原則150日以上開館されていること

・開館日・開館時間の設定に当たっては、利用者の要請、地域の実情、資料の特性、展示の更新所要日数等を勘案し、利用の利便が図られていること

3 資料

3.1 資料の保有

博物館の使命を達成するために必要な博物館資料が収集され、保有され、永続的に保全する体制が整備されていること

3.2 収集

資料の収集方針が策定され、体系的に資料が収集されていること

3.3 資料管理・活用

資料受入の手続きが行われ、資料の記録が整備され、収蔵資料と資料に関する情報を活用できる仕組みを有すること

4 調査研究

4.1 方針

博物館の方針に則り、調査研究の方針が策定されていること

4.2 成果の公開と還元

調査研究の成果が、展示や教育普及活動等を通じて利用者に還元さ

れていること

5 展示

5.1 方針・計画

所蔵資料による展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵資料や借用資料に展示が行われていること

5.2 展示の信頼性

調査研究に基づく資料を用いて展示されていること

6 教育普及

6.1 方針・計画

博物館の方針に則り、体系的に教育普及活動が実施されていること

6.2 学習支援

問い合わせに適切に対応がなされており、さまざまな方法により利用者の自発的な学習が支援されていること

7 職員

7.1 館長

館長または館長に相当する責任者が置かれ、博物館運営が統括されていること

7.2 学芸員

事業の実施に必要な学芸員(専門的職員)が配置されていること

7.3 事務系・技術系等の職員

事業の実施に必要な人員体制が確保されていること

7.4 職員の研修

研修等の実施や参加により、職員の技能・知識の向上が図られていること

8 施設設備

8.1 施設・整備の整備

博物館の設置目的を達成するため、必要な施設及び設備が備わっていること

8.2 安全な施設管理

公共的施設として安全に利用できるよう、定期点検が行われ、災害時に、来館者と職員、資料への安全を配慮し、計画を策定すること

8.3 快適性・利便性の向上

多様な利用者の立場に立って、施設の快適性・利便性の向上が図られていること

9 連携協力

9.1 連携協力の方針

事業の実施にあたり、利用者、地域住民、関連機関等との連携協力について方針が策定されていること

<方向性>

- 新たな審査基準においては、現行制度の対象である一般社団・財団法人において確保されている非営利性に準じた内容が、法人全体ではなく、博物館事業において担保され、確認できることを要件としてはどうか。

<一般社団法人の設立に関する規定>

※ 一般社団・財団法人における非営利性は、剰余金を社員に分配しないこと(そのことを定款に記載しても無効であること)で担保されている。

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)

(定款の作成)

第十条 一般社団法人を設立するには、その社員になろうとする者(以下「設立時社員」という。)が、共同して定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 前項の定款は、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして法務省令で定めるものをいう。以下同じ。)をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、法務省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

(定款の記載又は記録事項)

第十一条 一般社団法人の定款には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 主たる事務所の所在地
- 四 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- 五 社員の資格の得喪に関する規定
- 六 公告方法
- 七 事業年度

2 社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定めは、その効力を有しない。

博物館登録事務の実態等に関するアンケート(インセンティブ)

●登録制度の活用インセンティブに関する設問の回答状況

Q2-2-1. 博物館登録制度の必要性、あるいは制度の見直しの必要性についてどのようにお考えですか。

選択肢	回答数	割合
1. 登録制度は必要であり現状のままでよい	19	32%
2. 登録制度の必要性は感じるが制度の見直しが必要	37	62%
3. 登録制度は必要なく廃止すべき	2	3%
無回答	2	3%

理由及び見直すべき内容（自由記述）【回答例】

1. 登録制度は必要であり現状のままでよい

- ・ 現時点で、登録博物館、博物館相当施設及び博物館類似施設から博物館登録制度に関する意見等は出ておらず、支障はないと考えられる。

2. 登録制度の必要性は感じるが制度の見直しが必要

- ・ 社会情勢の変化や求められる役割が変容している中では、登録対象の拡大や登録博物館の在り方、制度の見直しは一定程度必要。
- ・ 博物館の質を確保するために、国として一定の基準は必要であるが、現在の登録博物館と相当博物館を分けている制度は見直すべきである。
- ・ 登録制度のメリットを拡大し、またそれを活かすためにも見直しが必要。

3. 登録制度は必要なく廃止すべき

- ・ 当自治体では登録博物館、博物館相当施設いずれにも未登録、未指定の施設が大半を占めているが、各施設の運営および行政上特段の支障がない。
- ・ 全博物館の約8割が博物館法の対象外である状況と国からの補助金等インセンティブが働きにくい状況であることから登録博物館であることについてメリットを見出せない。

●登録制度の活用インセンティブに関する設問の回答状況

Q2-2-3. 公立の登録博物館に対する優遇措置について、現行の措置は十分であるとお考えですか。

選択肢	回答数	割合
1. 十分	27	45%
2. 十分でない	31	52%
無回答	2	3%

Q2-2-4. 私立の登録博物館に対する優遇措置について、現行の措置は十分であるとお考えですか。

選択肢	回答数	割合
1. 十分	35	58%
2. 十分でない	22	38%
無回答	2	3%

Q2-2-5. 公立ないし私立の博物館が登録制度を活用するにあたり、どのような優遇措置が有効であるとお考えですか。(自由記述)【回答例】

- ・ 学芸員の研修事業への参加補助。
- ・ 館設備等の拡充に対する補助。
- ・ 改修や展示更新への補助。また、企業博物館など公益性のある博物館に対する税制上の優遇措置。
- ・ 登録博物館を冠することのステータス化（認知度向上）。助成金や補助金等の優遇。
- ・ 博物館による資料収集がしやすくなるよう、寄贈・寄託者にもメリットのある優遇措置を厚くすること、私立の登録博物館に激甚災害からの復旧工事費を補助すること。
- ・ 主に交付金で小規模館等をサポートできる体制づくり。

<方向性>

- 審査基準の転換に伴い、一定の活動の質が担保された博物館を、国民が見分けることができるようにする観点から、新制度においては、名称独占（登録されていない博物館は表示できない）とすることを検討できないか。
- 中長期的には、新制度が国民や各博物館に認知されていくことを通じて、登録されること自体がメリットと感じられるような制度を目指す。
- 国民や各博物館にとって、新制度が親しみやすいものになるよう、法律上の措置以外にも、様々なプロモーションを行っていく必要。

<社会的に広く認知された登録・認証制度の例>

○ 登録有形文化財（文化財保護法）



○ UK Museum Accreditation Scheme（イギリス）
においても、認証を受けた館にロゴマークの使用許可が行われる。

博物館登録事務の実態等に関するアンケート(第三者組織)

●登録審査における外部有識者等の活用に関する設問の回答状況

Q1-1-2.博物館の登録要件の審査はどのように実施していますか。なお、近年審査実績がない場合には、想定している体制についてお答えください。

選択肢	回答数	割合
1. 担当部署内での審査（主に一般行政職員による審査）	33	55%
2. 担当部署内での審査（主に専門職員（学芸員等）による審査）	13	22%
3. 外部有識者による審査（審査委員会を設けているなど）	3	5%
4. 外部有識者に審査内容の一部を委嘱するなど担当部署と外部有識者の合同での審査	10	17%
無回答	1	2%

Q2-3-3. 審査基準の内容に応じた第三者組織の審査への関与の必要性について、どのようにお考えですか。

選択肢	回答数	割合
1. 現在の外形的な登録基準による審査においても、審査基準が実質的な活動等を問うものへと転換する場合のいずれにおいても第三者組織の関与が必要	16	27%
2. 現在の登録基準の審査においては必要ないが、審査基準が転換する場合、その内容によっては第三者組織の関与が必要	24	40%
3. 登録基準の内容に関わらず第三者組織の関与は必要ない	4	7%
4. 登録基準の内容に関わらず第三者組織の関与の必要性について判断することは困難	15	25%
無回答	1	2%

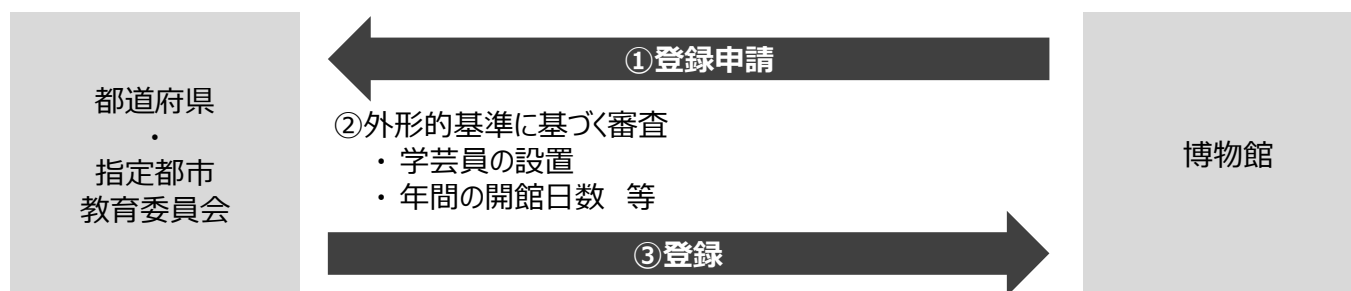
論点⑤ 第三者組織の関与について

<方向性>

- 各教育委員会において、それぞれ第三者委員会を立ち上げ、意見を聴取する。
- 有識者のリスト化や研修、各博物館による登録申請などの新制度に係る様々な実務をサポートするため、全国規模の専門家組織が、一定の役割を果たす必要があるのではないか。

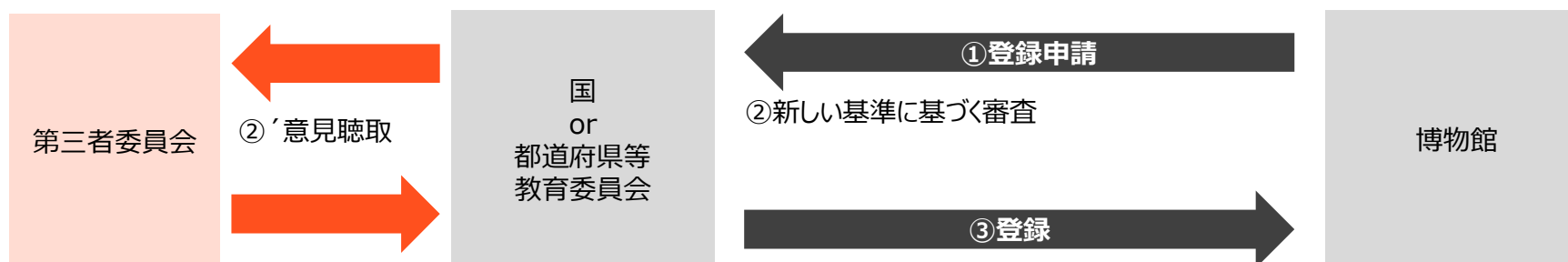
<現行制度（登録）>

各博物館が所在する都道府県又は指定都市教育委員会の教育委員会に①登録申請を行い、②外形的基準に基づく審査の上、③各教育委員会の登録原簿へ記載。



<新制度（方向性）>

各博物館が所在する国（国立館）、または都道府県又は指定都市教育委員会の教育委員会（国立館以外）に①登録申請を行い、②新しい基準に基づく審査について、②'第三者委員会の意見を聴いた上で行い、③国又は各教育委員会の登録原簿へ記載。



博物館登録事務の実態等に関するアンケート(審査水準の維持)

●登録制度の更新制に関する設問の回答状況

Q1-1-7. 登録博物館に対して、登録要件を満たしているか定期的な状況確認を実施していますか。

選択肢	回答数	割合
1. 実施している	6	10%
2. 実施していない	54	90%

Q2-3-4. 現在の博物館法では、第13条において登録博物館は登録に関する事項に変更があった際に教育委員会に届け出ることとしているものの、定期的に登録に関する事項や登録要件を備えているかの報告を求めたり、確認を行ったりする仕組みは措置されていないところです。「審議経過報告」では、審査基準の転換に伴い、登録の更新制の導入や定期的な報告等により、審査時の状態が維持されていることを確認し、活動と経営の向上を継続的に図るための仕組みについて検討を行うべきとしています（P13）。審査基準の内容に応じた更新制や定期的な報告の必要性について、どのようにお考えですか。

選択肢	回答数	割合
1. 現在の審査基準による登録でも、転換後の審査基準による登録でも更新制や定期的な報告は必要	25	42%
2. 現在の審査基準による登録では必要ないが、転換後の審査基準による登録では、その審査基準の内容によっては必要	14	23%
3. 審査基準の内容によらず必要ない	4	7%
4. 審査基準の内容によらず必要性の判断は困難	16	27%
無回答	1	2%

理由（自由記述）

- 登録後も定期的に間委的な報告や評価制度はあってもよいかと考えるが、更新制度については自治体のみならず博物館の負担も大きい。

論点⑥ 定期的な報告による質の維持・向上について

<方向性>

- 審査を行う都道府県等教育委員会や、審査を受ける各博物館の負担を考慮し、審査時の水準の維持・向上については、定期的な報告を行うことによって担保してはどうか。
- 都道府県等教育委員会が必要と判断した場合、再審査を含めた指導・助言を行うことが必要。

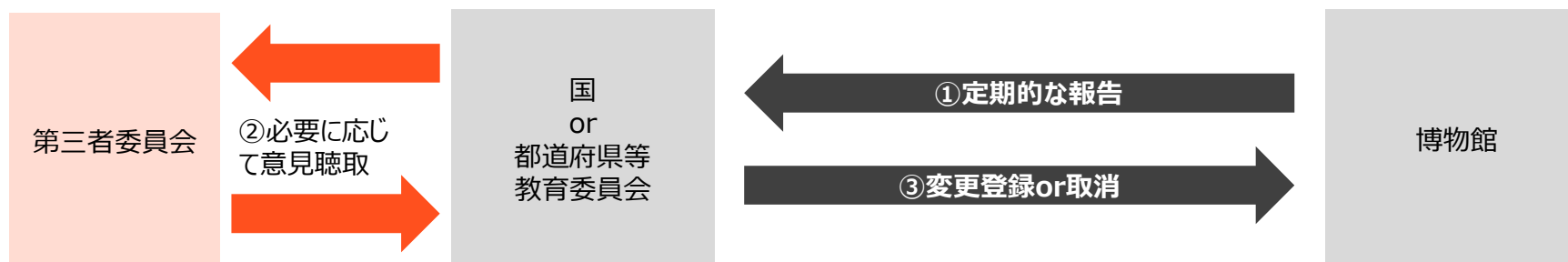
<現行制度（登録）>

登録の審査事項について①「重要な変更があったとき」等に、都道府県等の教育委員会に届出 → ②変更登録or取消



<新制度（方向性）>

登録の審査事項について、①定期的に国（国立館）又は都道府県等の教育委員会（国立館以外）に報告 → ②必要に応じて第三者委員会に意見聴取 → ③必要に応じて変更登録or取消



＜方向性＞

- 都道府県等教育委員会における審査体制の整備に一定の準備期間が必要。

● 新制度への移行する場合の準備期間に関する意見

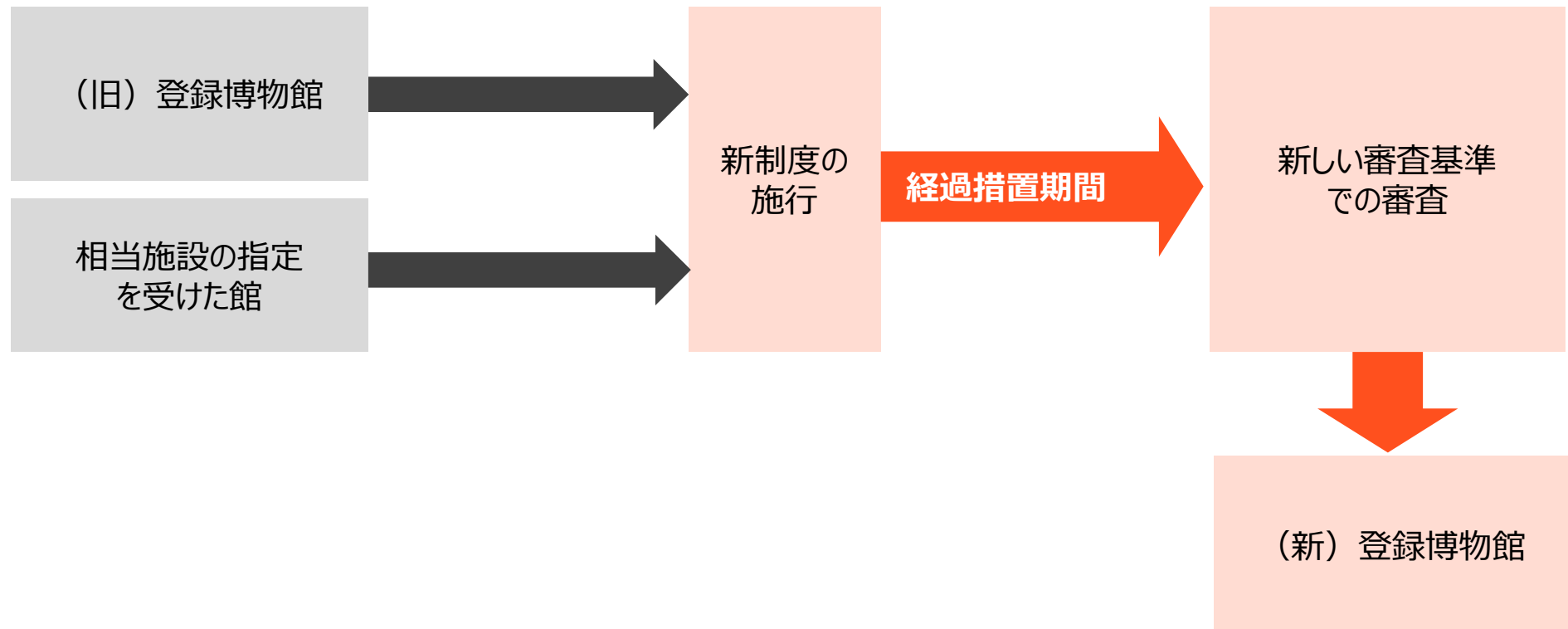
Q3. 1. ～ 2. までにお伺いした博物館登録制度に係る課題のほか、博物館行政全般についてどのような課題があるとお考えになっていますか。（自由記述）※回答自治体名を特定できないように一部改変

- ・ 第三者組織の設置にあたり、その事務方の人員や予算確保が必要となる。令和4年度から新制度がスタートすると、補正予算措置となり、当初と比較し事務作業等の複雑化及び業務負担となるため、令和5年度からの実施としてほしい。
- ・ 今後の新登録制度のスケジュールおよび内容(登録博物館の再審査が必要かどうかなど)が全く見えてこない。経過措置や業務量も含め、できるだけ情報提供いただきたい。
- ・ 今回示された博物館登録制度の改正案は、当自治体に相当な負担を強いるものとなる。業務量を考えると現行の人員体制では無理があるが、増員も難しい。また、示されたスケジュールでは第三者組織の位置づけが不透明なことなど、財政的にも対応が困難である。
- ・ 日頃の博物館登録関係事務を行ったうえで、新たに第三者委員会を立ち上げ、維持していくマンパワーはない。また、新たな法制度で必置とする場合、各都道府県の準備期間には時間を要することに加え、財政的にも早期の導入は困難である。
- ・ 今回の博物館改正を早ければ令和4年度から施行することだが、予算、人事等の点から、すぐに対応することは困難であるため、一定の準備期間を設けていただきたい。
- ・ 法改正においては、施行までの十分な準備期間（令和4年度中施行は避けていただきたい）、財政措置が必要である。
- ・ 定例的な事業は通常の予算要求～年度当初の予算化の流れで行う必要があり、補正予算を組んで事業化することは困難。
- ・ 令和4年度予算要求はすでに進んでいること、増大する事務内容や量が判明しない中では人員要求ができないこと、準備期間が必要であることから、令和4年度施行は困難である。第三者組織の構成員の人材探しなど、1年以上は必要ではないか。

<方向性>

- 準備期間の確保と事務的な負担軽減のため、現在の登録博物館については、一定期間を経過措置期間とし、現在の地位を維持する規定が必要。
- 経過措置期間経過後は、新しい基準による審査を受けるものとしてはどうか。
- 現在の相当施設についても同様に、一定の経過措置期間を設ける必要がある。

<経過措置のイメージ>



參考資料

○ 非営利性／公益性について

- 株式会社を設置主体と認めるには、公益法人制度がある現状からして十分な整理と論議が必要。実態把握のためには各種の設置主体、運営主体からのヒアリングを十分に行い、そのうえでの制度設計が必要。（一方で設置主体に関わりなく登録（認証）の資格に認めてもいいとの意見も）（全国美術館会議）
- 非営利であれ、営利であれ、その運営法人の形態にかかわらず、博物館として肝心な部分は施設の運営・経営に対する姿勢と目的意識の有無ではないかと考えています。営利・非営利の問題よりも大切なのは、施設として、博物館として明確で公平で正しい基準を作り、その基準を満たす事で認められた博物館に対して、財政を含めた様々な支援を可能とする法整備と、その周知により各施設が博物館となることを目指す意義付けができるかどうかではないかと考えます。（日本水族館協会）
- 博物館法として、客観的に施設の機能・質を評価するものであることが望ましいと考えます。その施設を運営・経営する法人に対する審査（財務的、様々な分野でのコンプライアンスなど）は当然必要と考えますが、法人の形態が審査の最初の分岐になってしまえば、今後の博物館という施設の発展を妨げるものになるのではないのでしょうか。民間に対しての公益性に対する審査というよりも、明確にして公平な基準を設け、その基準を満たす事で博物館として認められ、一定の支援を受ける資格が有るということを明確にし、全国の施設に周知することが必要ではないのでしょうか。（日本水族館協会）

○ 個別の館種について規定すべき

- 現行の博物館法は直接、動物園、水族館に言及していない。第2条第1項で「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む）し、展示して～」との文面から、育成→生きものを扱う→動物園、水族館、植物園も含まれる、と解釈できる。国民に動物園、水族館も博物館の一種であることを理解してもらうために、法に動物園、水族館の文言を入れていただきたい。（日本動物園水族館協会）
- 昆虫展示は、歴史的にも博物学のなかで重要であるにも関わらず、名称も含め、法令上での位置づけが十分とは言えない。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 「美術」と「文学」では相違点が多く、既にできている「文化遺産オンライン」の内容の再検討も含め、今後の検討とともに、「文学資料」も一つの文化遺産として扱われることを望みます。博物館法内で文学館を博物館の一類型として認知・明文化していただきたいというのが、今回の協議会からの第一の要望です。「基本的機能」の項目に、「展示」が記載されていたほうがいいのではないのでしょうか。（全国文学館協議会）

○ 館種の多様性への配慮

- 博物館美術館の多様化（館種、規模、指定管理等の運営形態）に対応できるものにする。（全国美術館会議）
- 植物園は多様であり、その内容を一つの定義によって一律に括る事は、植物園の多方面にわたる貢献や活動を制約するおそれがある(日本植物園協会 2008)。このような多様性を尊重しつつ、共通する社会的役割を果たすことができるような新しい博物館法の枠組みが必要である。（日本植物園協会）
- 特に位置づけが不安定な状況を改善するために、博物館未満の状況の施設も多いプラネタリウム施設に関して、地域の自然科学分野の社会教育活動の拠点としての位置づけを与えるような法制度であることが望ましく考えます。（日本プラネタリウム協議会）
- 博物館が有している多様性や個性を尊重し、それぞれの活動の質を担保して全体としての水準を向上させようという趣旨に基づけば、審査の結果として「○か×か」という一次元的な「登録 認証」ではなく、評価の軸を多様化し、それぞれの評価軸に基づき「登録（認証）」も多様な在り方を検討することも選択肢に入れるべきと考える。例えば、多様な審査基準・項目（従来の外形的な基準に加え、また 調査研究、資料保存、展示、教育普及など基幹的な業務に係る項目はもとより、バリアフリー対応、外国語対応、地域貢献度、オンラインでの情報発信、災害対応、飲食の場の提供、etc.についてポイント制（わかりやすく言えば「星〇個」というようなもの）で表現し、それを公開するような仕組みも考えられる。各分野で一定基準に達したものを「〇〇分野における認証博物館」などとすることも可能ではないか。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 館種について、以前のICOM 博物館定義では、科学センターやプラネタリウム等も含まれることが明記されており、当然、認証制度の検討にあたっては、それらを含む方向で議論をお願いしたい。（全国科学博物館協議会）
- 公開天文台も法制度上の博物館としての位置づけがしっかりと行われ、施設と専門解説員の社会的地位が確立されることを望んでいる。公開天文台においても設置者、設置形態、運営形式、規模などが様々だが、このような多様性を持つ各施設も博物館法に包含され得るような法制度を期待する。（日本公開天文台協会）

○ 審査の負担、小規模館への配慮

- 「審査と登録を通じて各館が自らの活動と経営を改善・向上していくことを促進し、選別や序列化ではなく『底上げ』と『盛り立て』を行うことにより、博物館の発展に寄与する」という方向性そのものは評価できるが、現実には審査を受けるために、現在の大学評価の現場で陥っている「評価のための業務」の増大に類する事態を招く危険性もある。マンパワーに乏しい中小館などは、審査と登録を受けるためのペーパーワークに忙殺される事態を招くことも危惧される（大規模館にしたところで、新しい業務に振り向けられる人的余裕は決して豊かではない）。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 科学系の博物館でも専門職員が1名のみという小規模で、しかし活発に活動されている博物館もある。それら小規模館についても取り残さない制度設計が必要。小規模館が登録（認証）を得るため、国レベル、あるいは近隣の中核館あるいは類似館種の中核館や博物館関係機関がサポートできる体制の整備についても検討いただきたい。（全国科学博物館協議会）
- 一定の基準を満たす施設を認証していくことは、望ましい施設の在り方を明示することになるが、施設の運営規模などが小さく認証から漏れる施設であっても、重要な「標本」を保管している場合がある。園館の登録とはならずとも、標本の登録制度を設けるなど、貴重な標本をどのように保管していくかについても検討すべきである。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 小規模な施設がその大多数を占める文学館にとって、認証制度への移行は手続きに係る負担の増大を招くのではないかと懸念が示されました。10年に一度という期間であっても、公益財団法人の審査等、既に継続して受けている別の審査との両立を通常業務と並行しながら行うことを想定すると、不安が残ります。当協議会の加盟館をみても、その規模はさまざまで、個人で運営している文学館もあります。予算や人材の違いを数字上の判断に依って不公平な扱いがなされないことを望みます。小規模館が多いことから、法改正にあたって、大規模・中規模・小規模といった分類を設けることが必要ではないでしょうか。（全国文学館協議会）

○ 入館者数について

- 入館者数を絶対的指標とする評価基準から脱し、博物館施設としての基準を守るための抑止力、また本来行うべきサービスを維持する基礎となる博物館法であり、その支援の仕組みであることが望ましいと考えます。（日本水族館協会）
- 審査基準の中に、利用者数が入らないことを要望します。（全国文学館協議会）

○ その他の審査基準への意見

- 正規雇用の学芸員の数的目安を掲げる。法の条文ではなく、審査基準に含ませることも可とする。（現行は正規非正規の記載なく数も一人いればいいと読めて明らかにされていない）（全国美術館会議）
- 博物館法の中で基本となる基準を国が設定し、自治体ごとに必要とされる追加要綱を入れることができるとする方が、より現状に即した形となり統一性のある審査基準や質を保てるのではないのでしょうか。（日本水族館協会）
- 独立した土地建物を持たなければいけないという現行の基準は、他施設の一部となっていることが多いプラネタリウムにはなじみません。施設単位だけでなく、より小さな部門単位の認証制度があるとよいと考えます。それは、先に述べたように施設全体とプラネタリウムの役割の方向性が違うこともあるからです。現状の登録や相当までいなくても、施設一部だけでもなんらかの認証ができる方策がのぞましいと考えます。（日本プラネタリウム協議会）
- 資料に関連して、プラネタリウムはその専門性を担保するのはプラネタリウム機器であり、それを演示したり、プログラム作成をすることに大きな力をさいています。いうならば、無形の知財が財産であり、資料です。こうした制作活動の実績（シナリオ、研究報告、番組プログラムのソフトそのものなど）を、郷土資料館などの資料と同等に認証の際の基準にしてもらいたい。（日本プラネタリウム協議会）
- 科学実験装置などの展示装置は、消耗し、廃棄し、代替わりします。プラネタリウムもシミュレーターであり一種の科学実験（シミュレーション）を行う展示装置です。これらをどう資料の枠組みにいれるのかを検討していただきたい。動物園の動物も同様であり、類似の検討が必要と考えます。（日本プラネタリウム協議会）
- 現在の外形的な基準審査（学芸員の有無、年間の開館日数、施設の面積等）では、博物館としての機能や活動の質を十分に問うことはできず、博物学や動物学に寄与する上でも、どのような標本が蒐集されているかを把握することは重要である。さらに、このような標本の把握を促すためにも、収集標本の分野を明示することは重要であり、例えば、（昆虫学）のように明示し、来館者や組織内において園館の位置づけが明確となることも一つの方策と考えられる。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 園館の登録や認定に、学芸員の必置を明記することは、資格のプレゼンスを向上させることにつながるとも考えられるが、現実の業務や人員配置とはそぐわない部分があり、大学等での養成と採用とは別に、実務経験者の認定制度をさらに充実させていくことも重要である。（全国昆虫施設連絡協議会）

○ 第三者組織の在り方

- 今回の報告で、新たな登録制度に必要とされた「第三者組織」は、今後、制度の根幹とされる、日本の博物館の「底上げ」と「盛り立て」を進める上でも重要な役割を期待されているが、その機能と組織形態の在り方については、さまざまな視点からの考察と、シュミレーション等の実施を含めた検討が不可欠である。今後、検討に必要な情報収集・整理とともに基本的方向案を作成するための調査研究を、早急に実施する必要があると考える。想定される第三者組織の機能や期待される役割は、日本博物館協会が90年以上取組んできた諸事業との共通点も多いが、実際の運営面では財源の確保等現実的課題も想定される。今後、第三者組織の在り方の検討に際しては、制度上必要な基本機能の確保に向けて、運営組織の基盤等、実現可能な項目から具体の検討を進める必要があると考える。(日本博物館協会)
- 審査を地方自治体に降ろすと、多様な館種の内容に踏み込んで審査できる人材の確保は到底おぼつかない。(全国美術館会議)
- 専門性が広範にわたる様々な博物館を調査・指導という事では第三者組織の必要性は明らかですが、ここでも博物館としての基幹部分と多様性のある専門部分の対応分担は必要であると考えます。第三者組織は登録認定などの審査を行うことがその使命ではなく、中立的・客観的な調査機関として施設を調査・評価し、博物館として高い水準を保つための指導と支援を行う組織であってほしいと希望します。(日本水族館協会)
- 国立博物館の人文系あるいは自然史系博物館の基準に照らすと、プラネタリウムは審査できないと思われます。そこで専門人材がほしいところです。国立科学博物館にプラネタリウムがないので、文化庁内にプラネタリウムや公開天文台などの審査担当者を置くか、あるいは有力施設に国の予算で加配の形でリサーチや審査担当者を置き、実態をしながら審査やプラネタリウムの連携活動を行うといった方法が考えられます。(日本プラネタリウム協議会)
- 第三者組織は、審査基準・審査項目の設定や運用基準についての専門性の担保のためにのみ関与を行い、実務としての審査は引き続き国及び都道府県・指定都市が担うことが適切であると考えます。(全国歴史民俗系博物館協議会)
- 審査にあたっては、設置主体や運営形式等にかかわらず、活動内容で評価されることが必要である。既存の関係団体・組織(例えばJAPOS)が、審査基準の作成に寄与することは可能と考える(むしろ適切)。審査主体としてJAPOSが直接関わることは利害関係、透明性等の観点から適切ではないが、審査のための第三者組織の専門家を推薦することは可能と考える。(日本公開天文台協会)

○ 更新制の導入について

- 「更新の期間については、10 年程度を想定する」とあるが、JAZA も当面10 年程度を想定している。しかし、WAZA 加盟協会の多くは5 年程度を推奨しており、認証制度に習熟した段階で更新期間を短くする方向での見直しが必要と考えている。（日本動物園水族館協会）
- 10 年に一度程度の更新という点に関しても、教員免許の更新制度が、結局は廃止の方向に向かっていることも念頭に置く必要があるだろう。（全国歴史民俗系博物館協議会）

○ 科研費における研究機関指定

- 調査研究機関としての公的な指定（科学研究費の取得資格と設置主体側の認知のため）「博物館の在り方」と重複するが、調査研究の推進のため学芸員が科研費の対象となれるよう美術館を科研費取得可の施設として指定する。申請手続きの簡略化が望まれる。博物館用の科研費枠を設定すべきとの意見もある。（全国美術館会議）

○ 希少種の移重要動・飼育関係

- 希少種保全に関わる動物移動に伴う許可関係書類手続きの簡素化を望む。（登録園館間の動物移動は届け出だけで良いなど）（日本動物園水族館協会）
- 希少種の飼育等の関わる手続き等の簡素化、海外の昆虫輸入・飼育許可関係書類手続きの簡素化（全国昆虫施設連絡協議会）

○ その他の意見

- 経営基盤を充実させていく好循環を作り出す環境とその推進力が重要。その基盤を積極的に利用し、必要な支援を享受するためには、基準や規定に準じてそれをクリアして行くことで、より良い支援を受けることが可能となり、その周知を進める事で博物館法とその法に基づく登録や認証を受けるための意義付けにもなるのではないか。全ての施設に同様のインセンティブを一律に与えるのではなく、その質や活動とその規模等により段階的に変化しても良いのではないか。各施設が質を上げていくための支援についても別途設定することにより、段階的に全体の底上げが図れるようにすることも大切。（日本水族館協会）
- 従来の外形的な基準に加え、調査研究、資料保存、展示、教育普及など基幹的な業務に係る項目はもとより、バリアフリー対応、外国語対応、地域貢献度、オンラインでの情報発信、災害対応、飲食の場の提供、etc.についてポイント制（わかりやすく言えば「星〇個」というようなもの）で表現し、それを公開するような仕組みも考えられる。各分野で一定基準に達したものを「〇〇分野における認証博物館」などとすることも可能では。また、このような情報を国が強力に広報することにより、各博物館の個性的な活動や強みを国民に発信することができる。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 学校教育機関と同様の「著作権の教育機関特例」の適用を要望する。税制上の優遇においては、民間所有の博物館における固定資産税の非課税措置等を要望する。（日本公開天文台協会）
- 昆虫の保全活動等に対する寄付等の税制上の優遇措置の充実（全国昆虫施設連絡協議会）

○ ネットワークの形成

- 自然史を扱う館種として、生きた生物を扱う植物園をはじめ自然史系博物館とのネットワーク構築を進めたい。さらには動物とかかわる民俗、絵画、文学当の広い分野での連携も進めるべきと考える。新しい博物館法によるサポートを期待する。(日本動物園水族館協会)
- 博物館に就労する人材、学芸員や技術者などが、その専門知識や技能をさらに高め、新しい技術や資格を身に付けるためには、その学習のために不在となる期間の日常的な業務のバックアップができる人材とその人材を確保するための財源が必要となることを無視することはできません。この部分に対する支援策無しに、単に現場に対して新しい機会を創出・提供しても、結局その機会を享受できる者は限定的となり、博物館業界全体の質の向上には寄与しないものとなります。この為にも、業界全体で縦横に繋がり、連携して動くことのできる機能的なネットワークと人材プール及び、その仕組みを支える財源が必要となります。(日本水族館協会)
- 博物館のネットワーク化の観点から、博物館設置者の法人類型緩和に伴い登録(認証)博物館が集積するエリアが出来る場合、これらの博物館が連携して実施する賑わいづくりなどの事業に対する支援を検討してほしい。(全国歴史民俗系博物館協議会)
- 博物館は館種も多様であることから、ネットワークは都道府県だけではなく、より重層的なものが必要であり、各地各館の多様性を生かしつつも、Nation Wide の視点が必要であろう。様々な専門分野の専門職員が各地の博物館に散在していることなどの状況にあり、ネットワークによりコレクションの同定・整理の推進や、博物館専門職員の知識・技術の習得、深化などが期待される。(全国科学博物館協議会)
- ネットワークの形成による振興について記されているが、既存の団体・ネットワーク(各地域の博物館協会、JAPOS のような特定館種による団体など)との差異が判然としなかった。どのようなネットワークをイメージすればよいか? 既存の団体・ネットワークの活用であれば、それらのネットワーク(団体)への財政等の支援措置が必要と思われる。(日本公開天文台協会)

○ デジタル技術の活用

- 現代的課題（観光、国際交流、地域振興・まちづくり、社会的包摂・福祉、デジタル化等）：動物園水族館は生きた動物の魅力を身近に伝える施設である。デジタル技術を応用したバーチャルなものはあくまで生の魅力を伝えるための補助的なものとする。主体はあくまで生きている動物で、その周辺情報の提供や、施設利用の利便性向上にデジタル技術を応用したい。（日本動物園水族館協会）
- 本来、水族館等生物を飼育展示する施設は、「リアル」の展示がベースの施設であることに今後も変わり無く、また、利用者もそれを望んでいるものと確信しています。それを踏まえて、今後、どのような形でデジタルとリアルのハイブリッドを駆使して行くのかは、新たな技術の進歩に期待するところも大きく、新しい展示の為に技術の発展を積極的に模索していくことが肝心だと考えています。（日本水族館協会）
- 「デジタル・アーカイブ」の構築、それを多くの人に届けることの大切さがうたわれていますが、予算措置、公開の責務、教育への貢献など、その詳細については問題が残っています。（全国文学館協議会）

○ その他の意見

- 調査研究やコレクションの管理など博物館の基本的な機能に対する支援が必要。（全国歴史民俗系博物館協議会）
- 従来の博物館法の制度下で実際に博物館として活動している植物園に対しては、新しい制度下でもそのことが設置者、管理者、利用者一般公衆それぞれに認識・理解されるような制度を期待する。（日本植物園協会）
- 現在、希少動物種の飼育や保全を行っている動物園等を認証する制度が環境省にあるが、博物館法においても積極的な「保全」に取り組んだ場合にその評価を行う制度が重要であり、保全活動資金を募る活動へも役立つ可能性がある。これらの保全活動とその活動の教育的意味は重要であり、結果として社会への貢献度が増すとも考えられる。（全国昆虫施設連絡協議会）
- 指定管理者制度に関する課題が多数寄せられたことを付記する。（日本公開天文台協会）
- 文学館が博物館の一類型として認知されてこなかったためか、他の分野の施設に比して利用できる助成制度が少なく、改善を望みます。文学館が資料として扱うその中心となる近代以降の紙資料は、劣化対策が急務である酸性紙であり、その保存・収集・公開を行う施設である文学館が果たす役割について広く認知されることとともに、作家の直筆原稿などの近代文学資料の中でも特に貴重なものについては、「文化財」に匹敵する登録制度を定められることを望みます。（全国文学館協議会）